



暮らしの安全知っ得情報

空き巣などの対策 泥棒が嫌う4原則が有効

平成28年1月1日～3月31日、空き巣などの侵入盗被害が市内ですでに40件発生しており、27年同月比で7件増加しています。まずは防犯意識をしっかり持ち、次のことから始めましょう。

- ごみ出しなどの短時間の外出であっても必ず戸締まりをする
- 新聞が郵便受けに溜まっていると泥棒に留守を悟られてしまうので、長期間留守にする際は新聞配達を止めてもらうなどする
- 家の鍵は必ず持ち歩き、郵便受けなどに置かない
- 脚立やバケツなどは泥棒が侵入の際に足場になることがあるので、なるべく庭には置かない

次に、泥棒が侵入しにくい家だと判断する要素「侵入防止4原則」を紹介します。この4原則を組み合わせることで、防犯効果が高められます。

侵入防止4原則(泥棒が嫌う4つの要素)

- ①時間…侵入を手間取らせるツーロック、割れにくい防犯フィ



- ②光…暗闇でも人目につくセンサー式ライト、玄関灯の点灯など
 - ③目…カメラ付きインターホンや防犯カメラ、また、それらが作動していること表示など
 - ④音…庭先に砂利を敷く、窓やドアに設置する警報ベルや防犯ブザーなど
- このほかに、近所同士で普段からあいさつや声掛けをするなどし、「地域の目」で犯罪の起こりにくいまちをつくりましょう。

※くわしくは交通防犯課(☎20-1527)へ。



消費生活相談Q&A

電気通信事業法が改正 契約解除制度の導入など

Q 電気通信事業法が改正されるというニュースを聞きました。今までとどう違い、わたしたちにどう関係するのでしょうか。

A 電気通信事業法が改正され、5月21日から施行されます。この法律は、固定・携帯電話の回線やインターネット接続サービスなど、電気通信事業サービスに適用されるものです。

これまでは、「電話料金が安くなるとうので契約したが、話が違った」「電話で言われた通りにパソコンを操作したら、遠隔操作でプロバイダーを変更された」など、強引な電話勧誘や訪問販売によって契約させられたという相談が多くありました。しかし、電気通信事業の契約は、特定商取引法の適用外のためクーリングオフができませんでした。そこで、事業者には義務を課し、消費者を保護する制度が導入されることになりました。

主な改正内容は次の通りです。

- 契約前の説明義務
- 契約後の書面交付義務
- 初期契約解除制度の導入(固定通信契約や訪問販売・電話勧

誘による移動通信契約の場合は、契約書面を受け取ってから8日間は、相手の合意なく契約を解除できる)

- 代理店に対する指導措置の導入
- 継続勧誘行為・不実告知などの禁止

事業者には説明義務や書面交付義務が課されることで、消費者には、説明や書面の内容をしっかりと理解し、納得して契約する責任が求められます。「簡単」「お得」などの言葉に安易に乗らず、必要かどうかを見極めましょう。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。





人間ドックと脳ドック

費用の一部を助成します

市が実施する「一般健康診査」「特定健康診査」「後期高齢者健康診査」を受けずに、人間ドックと脳ドックを受ける場合に、その費用の一部を助成しています。

対象＝成田市国民健康保険または後期高齢者医療制度加入者で、次の全てに当てはまる人

- 前回、人間ドックを受けてから1年(脳ドックは2年)以上経過している人
- 市が実施する「一般健康診査」「特定健康診査」「後期高齢者健康診査」を同年度内に受けていない人

国民健康保険加入者の場合

- 1年以上継続して市国民健康保険に加入している35歳以上の人
- 国民健康保険税を完納している世帯の人

人間ドック・脳ドック指定検査医療機関

医療機関名	電話番号
成田赤十字病院	22-2311
成田病院	22-1500
千葉脳神経外科病院*	043-250-1228
県立佐原病院	0478-54-1231
北総栄病院	95-6811
聖隷佐倉市民病院	043-486-0006
国保旭中央病院	0479-63-8111
龍ヶ崎済生会病院	0297-63-7111
千葉ロイヤルクリニック	043-204-5511
成田富里徳洲会病院	93-1001

*脳ドックのみ

後期高齢者医療制度加入者の場合

- 市に1年以上居住している人
- 市税・後期高齢者医療保険料を完納している人

利用方法＝検査医療機関に予約し、検査の2週間前までに、保険証と成人検査等受診券、印鑑を持って保険年金課(市役所1階)または下総・大栄支所で手続きし、後日郵送される承認書を持って受検

検査医療機関＝左表

助成率＝人間ドックは検査費用の70%(検査の種類や費用、項目などは検査医療機関、コースにより異なります)、脳ドックは一律2万円

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。



国民年金

初めて受け取るときは必ず請求手続きを

「年金は、65歳になると自動的に支給される」と考えている人はいませんか。

年金は、本人からの請求がなければ支給されません。65歳になったら「年金請求書(老齢給付)」を提出してください。希望により60歳から受給する「繰上げ請求」や66歳以降に受給する「繰下げ請求」もできます。

年金の請求手続きは、佐原年金事務所(☎0478-54-1442)で行ってください。ただし、任意加入期間を含め加入期間の全てが「第1号被保険者」の人は、保険年金課(市役所1階)または下総・大栄支所でも手続きできます。

国民年金には、このほかに障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金や死亡一時金があります。いずれも受給するには請求手続きが必要です。

請求に必要な書類などについては、ねんきんダイヤル(☎0570-05-1165)へ問い合わせてください。

※くわしくは保険年金課(☎20-1547)へ。

国民年金の加入者の種類

- ①第1号被保険者…20～59歳の自営業者など
- ②第2号被保険者…会社員・公務員など
- ③第3号被保険者…②に扶養されている20～59歳の配偶者